

令和4年度

木更津市スポーツ推進審議会

第3回審議会資料

令和5年2月22日(水)

木更津市

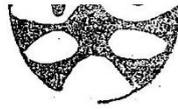
目 次

諮 問

議案第1号 第2次木更津市スポーツ推進計画について	・・・P1～3
---------------------------	---------

(写)

議案第1号



木ス第1035号

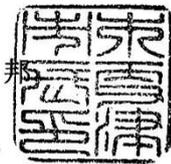
木更津市スポーツ推進審議会
会長 神谷 信久 様

第2次木更津市スポーツ推進計画について（諮問）

木更津市スポーツ推進審議会条例第3条第1号の規定により、第2次木更津市スポーツ推進計画について諮問します。

令和4年11月28日

木更津市長 渡辺 芳 邦



(理由)

新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」を実践するなかで、運動不足により身体的及び精神的な健康に対する2次被害も懸念され、子どもの健全な発育、発達への影響や生活習慣病等の発症及び体力、生活機能の低下リスクが高まりますが、ライフステージに応じて意識的に運動・スポーツに取り組むことは、健全な発育、健康の保持・増進のみならず、ストレス解消や自己免疫力の向上による感染症への予防効果にもつながります。

こうしたなか、現計画の基本理念や基本目標は踏襲し、国の第3期スポーツ推進計画及び第13次千葉県体育・スポーツ推進計画を参酌するとともに、木更津市の総合計画や他の分野別計画との整合性を図りながら、with コロナ時代の運動・スポーツを推進するため、第2次木更津市スポーツ推進計画を策定しようとするものです。

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に基づき地方公共団体が策定する「地方スポーツ推進計画」にあたり、「木更津市総合計画」の基本理念の実現に向けて、本市におけるスポーツ推進政策をより効果的に実現するために、市民やスポーツ関係団体、学校等関係機関と連携を図りながら、地域全体でスポーツの推進に取り組むための指針になるものです。

(参考)

○スポーツ基本法抜粋

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

○木更津市スポーツ推進審議会条例

(任務)

第3条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じてスポーツの推進に関する次の各号に掲げる事項について調査審議するとともに、これらの事項に関して建議する。

(1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

諮 問

議案第 1 号

第 2 次木更津市スポーツ推進計画について

提案理由

木更津市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 1 号の規定により諮問し、答申を受けるものである。